

◎新潟県告示第1048号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の吉川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年9月24日

新潟県上越地域振興局長

1 退 任

理事 上越市吉川区顕法寺63番地の2 飯川 茂夫

退任年月日 令和3年8月13日